

各位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード番号 5216)
問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸
電 話 0228 - 32 - 5111

事業再生 ADR 手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ

当社は、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）のもとで、対象債権者たるお取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会（代表理事須藤英章 東京都港区虎ノ門5-11-12 虎ノ門 ACT ビル 4F。以下「事業再生実務家協会」といいます。）において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案（以下「本事業再生計画」といいます。）を策定し、対象債権者たるすべてのお取引金融機関の同意による成立を目指して参りました。

そして、本日、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべてのお取引金融機関よりご同意をいただき、本日をもって事業再生ADR手続が成立いたしました。これにより、今後、下記「3 スポンサーによる新株式の引受け（第三者割当増資）」（以下「本第三者割当増資」といいます。）が実行された場合には、下記「4 金融機関による支援」を受ける見込みとなります。

ただし、本第三者割当増資の払込みは、東北財務局に提出した本第三者割当増資に関する金融商品取引法に基づく有価証券届出書（2020年3月13日届出）及びこれに関する訂正届出書（同月18日、同月23日及び同月27日届出）の全ての効力が発生した後に実行される予定であり、有価証券届出書及び訂正届出書の効力は、2020年3月27日付け訂正届出書の受理日から15日の待機期間経過後の同年4月12日に発生する見込みです。このため、本日現在、本第三者割当増資にかかる払込みの前提条件である有価証券届出書の効力発生は確定しておりません。仮に、払込期間の末日である2020年4月28日までにこれらの効力が発生しなかった場合には、本第三者割当増資は実行されず、その結果、本第三者割当増資を前提とする「4 金融機関による支援」はその前提を欠くこととなるため、当該支援を受けられないこととなります。

記

1 事業再生ADR手続の成立

当社は、上記のとおり、対象債権者たるお取引金融機関の合意による事業再生ADR手続の成立を目指して参りました。当社は、2020年2月7日開催の第2回債権者会議において、対象債権者たるお取引金融機関に対して本事業再生計画の内容をご説明すると共に、債務免除を含む金融支援を要請いたしました。これに対して、本日開催の第3回債権者会議の続会をもちまして、対象債権者たるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、本日をもって事業再生ADR手続が成立いたしました。

2 金融支援を受けるに至った経緯

当社は1975年10月に創業して以来、液晶ガラス基板の加工を中心に事業を展開して参りました。当社は2008年のリーマンショックに伴う受注の大幅減少が生じた際には、桃生工場を閉鎖し、270名の希望退職を募り、従来の4工場体制から3工場体制への縮小を図ることで、収益体制の再構築を図りました。その後当社の業績は横ばいで推移していたものの、2016年になって基幹事業である液晶業界における有力企業が経営不振に陥るなどしたため、当社の三重工場への発注が無くなる事態となりました。この事態を受けて、当社は、三重工場を閉鎖し、130名の希望退職を募るなどの追加的な経営改善策を実施しましたが、その後も、液晶業界は製造拠点を日本国内から台湾、韓国、中国本土へ移転する流れが続き、当社の大口顧客の発注が無くなるなどの事態が生じたため、工場の稼働が極めて低水準な状況が継続しました。以上の結果、当社は2014年12月期から当期純損失が継続し、2018年12月期に55百万円の債務超過に陥りました。

この間、当社といたしましては、早期の収益構造の改善を推進するための施策を実施して参りましたが、経営合理化努力によっても収益力は改善せず、2016年9月末以降、お取引金融機関からの借入金（合計約2,155百万円）について元本の返済猶予措置を継続的に受ける状況となりました。

当社は、単独での事業の再建は困難であると判断し、当社に対する資本性資金の提供を含む支援をいただけるスポンサーを探索し、かかるスポンサーからの支援により、財務面及び事業面における当社の課題に早期に対処することが、当社の安定的な事業継続と今後の成長戦略の観点から最善の選択肢であると判断し、スポンサーの選定を行って参りましたが、支援を受けるには至りませんでした。

当社は2018年12月期に債務超過に陥ったため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となることとなりました。もともと、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2019年12月期に係る決算短信の公表までに、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

このようなことから、当社は、2019年9月から11月にかけて、スポンサー候補先の探索をより一層本格化させ、当社の取引先関係者、当社代表取締役社長鈴木聡をはじめとする当社役員の知人、知人の紹介者など、複数の候補先に支援を打診し面談等を行いました。そうしたところ、2019年11月下旬に、当社の取引先関係者からのお誘いを受け、M&Aを専門とする中国法弁護士である袁少穎氏が出席する宴席に参加し同氏と知り合い、当社の再生についてお話させていただきました。さらに2019年12月中旬には、袁少穎氏より、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の代表取締役である時慧氏をご紹介いただきました。時慧氏からは、中華人民共和国の法人である深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.（Novocare社）中華人民共和国広東省深圳市南山区科技园南区高新南环路29号留学生创业大厦二期21楼）のCEOである吴征瑜氏をご紹介いただくとともに、同有限公司と当社の業務提携並びにニューセンチュリーキャピタル株式会社、同有限公司及び他の共同支援者の共同による当社の事業再生をご提案いただき、当社が事業再生ADR手続による金融支援を受けること及び当社が上場を維持することを前提に、ファンドによる普通株式の引受、アドバイザー関与による経営支援などを内容とする意向表明書の提出を受けました。

当社としては、事業再生ADR手続を活用してお取引金融機関から金融支援を受けて上場を維持し、ニューセンチュリーキャピタル株式会社からスポンサー支援を受けることが、窮境に陥った当社の財務体質の抜本的な改善を図り当社事業を再生して事業価値を維持向上させるという目的に合致する最善の手段であると判断し、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」のとおり、同日、事業再生ADR手続の取扱団体である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の利用の正式申請を行い、同日受理されました。

その後、事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、

本事業再生計画を策定し、対象債権者たるすべてのお取引金融機関の同意による成立を目指して参りました。

3 スポンサーによる新株式の引受け（第三者割当増資）

当社は、2020年3月27日付「（開示内容の変更）第三者割当による募集株式発行に係る払込期日の変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ニューセンチュリー有限責任事業組合との間で締結したスポンサー契約に基づき、総額7億円の新株式を発行し、第三者割当の方法によりニューセンチュリー有限責任事業組合に全てを割り当てます。払込期間は2020年4月7日から2020年4月28日までを予定しております。

なお、この第三者割当増資に関しては、本日開催の当社定時株主総会において、株主の承認（特別決議）を受けております。

上記のとおり、本第三者割当増資の払込みは、東北財務局に提出した本第三者割当増資に関する金融商品取引法に基づく有価証券届出書（2020年3月13日届出）及びこれに関する訂正届出書（同月18日、同月23日及び同月27日届出）の全ての効力が発生した後に実行される予定ですが、本日現在、これらの効力は発生しておりません。

本第三者割当増資に関する有価証券届出書及び訂正届出書の効力は、2020年3月27日付け訂正届出書の受理日から15日の待機期間経過後の同年4月12日に発生する見込みです。

ただし、この効力発生日よりも前に更に訂正届出書を提出する必要がある場合には、効力発生日は更に遅れる可能性があります。また、仮に、払込期間の末日である2020年4月28日までにこれらの効力が発生しなかった場合には、本第三者割当増資は実行されないこととなります。

4 金融機関による支援

対象債権者たるお取引金融機関（7金融機関）の債権（総額21.54億円。以下「対象債権」といいます。）のうち当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、2026年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額（総額約8.47億円）について、担保権者たる対象債権者たるお取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ADR手続成立後7年間で分割弁済を行わせていただきます。

また、対象債権のうち非保全債権については、本第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として一括弁済を実施（総額約2億円。実施時期は2020年4月中を予定しております。）し、同時に、その余については対象債権者たるお取引金融機関より債務免除（総額約11.07億円）による支援を受ける予定です。

債務免除の金額、最近事業年度の末日における債務の総額及び同金額に対する債務免除の割合は、次のとおりです。

債務免除等の額	1,107 百万円
最近事業年度の末日（2019年12月31日）現在の債務の総額 ¹	2,342 百万円
最近事業年度の末日の債務の総額に対する債務免除等の額の割合	47.3%

5 本事業再生計画の概要

その他本事業再生計画の内容につきましては、本日、別途開示しております「事業再生計画の東京証券取引所への提出について」をご参照ください。

¹「債務の総額」とは、貸借対照表（単体）上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。保証債務等の偶発債務は含まれません。

6 上場廃止との関係について

(1) 債務超過

当社は2018年12月期に債務超過に陥ったため、当社は東京証券取引所より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となります。

しかしながら、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2019年12月期に係る決算短信の公表までに、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

本日の事業再生ADR手続の成立を受け、東京証券取引所が定める所定の手続きを経たのちに、東京証券取引所における当社株式の債務超過に係る上場廃止の猶予期間の延長が認められる見込みです。そして、上記のとおり、本第三者割当増資にかかる払込みの前提条件である有価証券届出書等の効力が発生した場合には、本事業再生計画に基づき、本第三者割当増資及び対象債権者たるお取引金融機関から債務免除を受けることにより、2020年12月期末には当社の債務超過は解消される予定です。

(2) 時価総額

事業再生計画における債務免除額は最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第604条の2第1項第3号（関連規則は第601条第1項第7号後段）および同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行いました。

当該審査において、本事業再生計画が「施行規則で定める再建計画」であると認定され、かつ本事業再生計画を開示した日の翌日から起算して1か月間（2020年3月31日～2020年4月30日）の平均上場時価総額および当該1か月間の最終日（2020年4月30日）の上場時価総額のいずれもが5億円以上となったときは、上場が維持されます。

以上